



# 長野県報

4月14日(月)

平成15年

(2003年)

第1447号

## 目次

### 告示

家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の有効期間の延長の通報(畜産課) ..... 1

### 公告

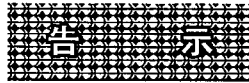
争議行為の公表(労政課) ..... 1

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出書及び添付書類の縦覧(3件)(産業振興課) ..... 1

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書及び添付書類の縦覧(3件)(産業振興課) ..... 3

土地改良事業の工事完了の届出(土地改良課) ..... 5

土地改良事業の施行の同意(土地改良課) ..... 5



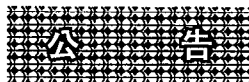
### 長野県告示第245号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から、同法第4条第1項本文の規定による平成15年度定期種畜検査において、現在交付している種畜証明書の有効期間を超えるものについては、同法第6条第2項の規定により、当該有効期間を当該検査の日まで延長した旨通報があった。

平成15年4月14日

長野県知事 田中康夫

畜産課



### 公告

下伊那赤十字病院労働組合から賃金等の要求に関して、平成15年4月17日以降、下伊那赤十字病院における同組合の組合員が従事する全職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成15年4月14日

長野県知事 田中康夫

労政課

### 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年4月14日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
上田駅お城口第二種市街地再開発事業第1-1街区  
上田市天神1-1789-2
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
上田市  
上田市大手1-11-16
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所  
㈱久保田薬局  
上田市中央1-4-4  
宮島栄一  
上田市中央1-4-2  
㈱北村商店  
上田市天神1-7-14  
㈱八幡屋百貨店  
上田市中央1-4-2
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成15年12月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,290平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 136台
  - (2) 駐輪場の収容台数 90台
  - (3) 荷さばき施設の面積 188平方メートル

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 11立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - 開店時刻 午前10時
    - 閉店時刻 午後9時
    - 一部24時間
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間
- 8 届出年月日  
平成15年3月27日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課
- 10 縦覧の期間  
平成15年4月14日から平成15年8月14日まで
- 11 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 12 意見書の提出先  
長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課

産業振興課

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年4月14日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友檀田店  
長野市檀田土地区画整理地内41街区3号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
(株)エス・エス・ブイ  
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所  
(株)エス・エス・ブイ  
長野市川中島町御厨石河原37
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成15年11月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,014平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 198台
  - (2) 駐輪場の収容台数 43台

- (3) 荷さばき施設の面積 87平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 40立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - 開店時刻 午前9時
    - 閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 16か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

①	午前6時から午後9時まで
②	午前7時から午後9時まで

- 8 届出年月日  
平成15年3月28日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課
- 10 縦覧の期間  
平成15年4月14日から平成15年8月14日まで
- 11 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 12 意見書の提出先  
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年4月14日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アクロスプラザ長野北  
長野市檀田土地区画整理地内26街区1-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
大和情報サービス(株)  
東京都台東区上野7-14-4
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所  
(株)ファーストリテイリング  
山口市大字佐山717-1  
(株)チヨダ  
東京都杉並区成田東4-39-8  
ラオックスヒナタ(株)  
長野市大字鶴賀権堂町2210
- 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成15年11月29日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,099平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 171台
- (2) 駐輪場の収容台数 76台
- (3) 荷さばき施設の面積 160平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 82立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

①	24時間
②	
③	午前9時30分から午後9時まで
④	

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 18か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

①	午前8時から午前10時まで
②	午前10時から午後8時まで
③	午前9時から午後8時まで

8 届出年月日

平成15年3月28日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

10 縦覧の期間

平成15年4月14日から平成15年8月14日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年4月14日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

シルクシティおかや

岡谷市天竜町1-3584ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

丸興工業㈱

神奈川県藤沢市長後1271

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
㈱エス・エス・ブイ	午前10時 (年間60日は午前9時)	午後9時
㈲ヌーベル梅林堂		
吉村大佑		
武井雅子		

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
㈱エス・エス・ブイ	午前9時	午後10時
㈲ヌーベル梅林堂		
吉村大佑		
武井雅子		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
①	午前8時30分から午後9時30分まで	午前8時30分から午後10時30分まで

4 変更する年月日

平成15年4月1日

5 届出年月日

平成15年3月14日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年4月14日から平成15年8月14日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

産業振興課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年4月14日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
佐久小田井ショッピングセンター  
佐久市大字小田井613-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
㈱オークサ・マテックス  
佐久市大字野沢94-1
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 18,083㎡  
(変更後) 17,646㎡
  - (2) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前	変更後
760㎡	740㎡

位置は届出書に添付された図面のとおり

- (3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前	変更後
663㎡	646㎡

位置は届出書に添付された図面のとおり

- (4) 自動車の出入口の数及び位置

変更前	変更後
16箇所	15箇所

位置は届出書に添付された図面のとおり

- 4 変更する年月日
  - (1) 平成15年6月1日
  - (2) 平成15年12月1日
  - (3) 平成15年12月1日
  - (4) 平成15年4月1日
- 5 届出年月日  
平成15年3月24日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間  
平成15年4月14日から平成15年8月14日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月10日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年4月14日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
軽井沢・プリンスショッピングプラザ・イースト  
北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字中谷地1178-79ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
㈱コド  
東京都渋谷区神宮前6-35-1
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 4,610㎡  
(変更後) 11,993㎡
  - (2) 駐車場の位置及び収容台数

変更前	変更後
715台	1,724台

位置は届出書に添付された図面のとおり

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前	変更後
48㎡	196㎡

位置は届出書に添付された図面のとおり

- (4) 自動車の出入口の数及び位置

変更前	変更後
2箇所	6箇所

位置は届出書に添付された図面のとおり

- 4 変更する年月日  
平成16年4月2日
- 5 届出年月日  
平成15年3月26日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間  
平成15年4月14日から平成15年8月14日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月10日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課

## 産業振興課

## 公告

中野市による七瀬新井地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成15年4月14日

長野県北信地方事務所長 松尾 仁 雄

- 1 土地改良事業の名称  
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての同意年月日  
平成13年6月25日
- 3 土地改良事業を行った者の名称  
中野市
- 4 事務所の所在地  
中野市三好町一丁目3番19号
- 5 工事着手年月日  
平成14年3月4日
- 6 工事完了年月日  
平成15年3月27日

## 土地改良課

## 公告

平成15年4月2日、諏訪郡富士見町による坂上地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成15年4月14日

長野県諏訪地方事務所長 牧野内 生 義

## 土地改良課

